

2023年2月20日

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
 楽天エナジー株式会社
 [小売電気事業者登録番号：A0388]

楽天でんき 電気需給約款[低圧]および料金表の改定に係る新旧対照表

- 2022年11月1日に「電気需給約款[低圧]」および「料金表」を改定し、以後、一般社団法人日本卸電力取引所（以後「JEPX」といいます。）が公表する翌日取引における供給エリアごとのエリアプライスの変動に応じて、毎月、自動的に電気料金を調整する『市場価格調整』を実施しておりました。
- このたび、市場価格調整に係る上限を設定（1キロワット時当たり30円を上限といたします。）するとともに、従量料金単価を変更いたします。なお、沖縄エリアにおいては、従量料金単価および燃料費調整に係る算定諸元を変更いたします。
- この変更にもなう料金その他の供給条件の変更に係る主要変更箇所については、次のとおりとなります。

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
<ul style="list-style-type: none"> ● お客さまが、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合、供給を停止することを規定いたします。 	<p style="text-align: center;">【電気需給約款[低圧]】</p> <p>第15条 供給の停止 (2)</p> <p><u>③ お客さまが、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合</u></p> <p>第24条 契約の解除および期限の利益の喪失等</p> <p>① 第15条（供給の停止）の第1項、<u>第2項第3号</u>、第3項および第4項によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p>	<p style="text-align: center;">【電気需給約款[低圧]】</p> <p style="text-align: center;">(新設規定)</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
<ul style="list-style-type: none"> ● 需給約款の実施日の変更にともない、附則における実施期日と約款変更に係る切替措置を規定いたします。 	<p>附 則</p> <p>(1) 実施期日 本約款は、<u>2023年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>(2) 本約款の実施にともなう切替措置 本約款の実施日前後において、<u>2023年3月31日</u>までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、<u>2023年4月1日</u>以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。<u>ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合は2023年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Cを、2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Dをそれぞれ適用いたします。</u>また、この場合、本約款実施の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、第13条（電気料金の算定期間および支払条件等）に準じた日割計算は行いません。</p>	<p>附 則</p> <p>(1) 実施期日 本約款は、2022年11月1日から実施いたします。</p> <p>(2) 本約款の実施にともなう切替措置 本約款の実施日前後において、2022年10月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2022年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。また、この場合、本約款実施の日を含む料金算定期間中の料金の算定にあたっては、第13条（電気料金の算定期間および支払条件等）に準じた日割計算は行いません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 2023年4月1日実施の電気需給約款[低圧]および料金表の改定にともない、沖縄エリアを除く各契約種別（プランS、プランMおよび動力プラン）において、市場価格調整へ上限を設け、従量料金単価を変更いたします。なお、沖縄エリアは従量料金単価を変更いたします。 ● これにともない、約款変更実施日前の料金には「料金表A」を適用し、約款実施後の料金には「料金表B」を適用いたします。ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合、約款変更実施日前の料金には「料金表C」を適用 	<p style="text-align: center;">【料金メニュー表[低圧]】</p> <p style="text-align: center;">※各契約種別（料金プラン）の料金に係る事項を変更</p> <p>第3条 プランS</p> <p>(3) 料 金 <u>2023年3月31日</u>までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、<u>2023年4月1日</u>以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。<u>ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合は2023年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Cを、2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Dをそれぞれ適用いたします。</u></p> <p>① 料金表A 料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により</p>	<p style="text-align: center;">【料金メニュー表[低圧]】</p> <p>第3条 プランS</p> <p>(3) 料 金 2022年10月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2022年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。ただし、供給エリアが沖縄エリアの場合はこの限りではなく、需給約款実施日前において料金表Aを適用いたします。</p> <p>① 料金表A 料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量に</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
<p>し、約款実施以後の料金には「料金表D」を適用いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場価格調整において、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。 ● なお、この市場価格調整に係る詳細については、料金表の別表3に規定いたします。 <次頁ご参照> 	<p>算定いたします。) および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、<u>別表3 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。)</u>が7円00銭未満となる場合は、<u>別表3 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。)</u>が13円00銭を超える場合には、<u>別表3 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金 (その1月の使用電力量により算定いたします。) および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。) が7円00銭未満となる場合は、別表3 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。) が13円00銭を超える場合には、別表3 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものといたします。<u>ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。</u></p> <p>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p>	<p>より算定いたします。) および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものいたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金 (その1月の使用電力量により算定いたします。) および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表4 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。) が7円00銭未満となる場合は、別表4 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4 (市場価格調整) (1) によって供給エリアごとに算定された平均市場価格 (消費税等相当額を含まないものといたします。) が13円00銭を超える場合には、別表4 (市場価格調整) (5) によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたものいたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものいたします。</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	<p>③ <u>料金表C</u></p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p><u>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</u></p> <p>④ <u>料金表D</u></p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。</p> <p><u>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</u></p> <p>第4条 プランM</p> <p>(3) 料金</p> <p><u>2023年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。</u></p> <p>① 料金表A</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、<u>別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を</u></p>	<p>新設規定</p> <p>新設規定</p> <p>第4条 プランM</p> <p>(3) 料金</p> <p>2022年10月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2022年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。</p> <p>① 料金表A</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	<p><u>差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。</p> <p>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</p> <p><u>といたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。</u></p> <p>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>第5条 動力プラン</p> <p>(3) 料金</p> <p><u>2023年3月31日</u>までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、<u>2023年4月1日</u>以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。</p>	<p>② 料金表B</p> <p>料金は、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表4（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が7円00銭未満となる場合は、別表4（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないものといたします。）が13円00銭を超える場合には、別表4（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</p> <p>といたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>第5条 動力プラン</p> <p>(3) 料金</p> <p>2022年10月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Aを、2022年11月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には料金表Bをそれぞれ適用いたします。</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	<p>① 料金表A</p> <p>料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、<u>別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。</u>が7円00銭未満となる場合は、<u>別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。</u>が13円00銭を超える場合には、<u>別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</u>といたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が7円00銭未満となる場合は、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表3（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が13円00銭を超える場合には、別表3（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</p> <p><u>といたします。ただし、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30円00銭を上回る場合の平均市場価格は30円00銭といたします。</u></p>	<p>① 料金表A</p> <p>料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>② 料金表B</p> <p>料金は、基本料金、供給エリアに応じた従量料金（その1月の使用電力量により算定いたします。）および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、従量料金は、別表4（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が7円00銭未満となる場合は、別表4（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を差し引いたものとし、別表4（市場価格調整）(1)によって供給エリアごとに算定された平均市場価格（消費税等相当額を含まないもの）といたします。が13円00銭を超える場合には、別表4（市場価格調整）(5)によって供給エリアごとに算定された市場価格調整額を加えたもの</p> <p><u>といたします。なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むもの</u>といたします。</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
<ul style="list-style-type: none"> ● 料金表の実施日の変更にもない、附則における実施期日を規定いたします。 ● 離島ユニバーサルサービスの廃止にもない、削除いたします。 	<p>なお、従量料金単価には、消費税等相当額を含むものといたします。</p> <p>附 則（実施期日） この料金表は、<u>2023年4月</u>1日から実施いたします。</p> <p>別 表</p> <p>2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 ② 燃料費調整単価 <u>（削除）</u></p>	<p>附 則（実施期日） この料金表は、2022年11月1日から実施いたします。</p> <p>別 表</p> <p>2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 ② 燃料費調整単価 ただし、九州エリアの場合の燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値に、別表3（離島ユニバーサルサービス調整相当単価算定等） (1) ②で算定された離島ユニバーサルサービス調整相当単価を加算した値といたします。</p>

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表																																																																																				
<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄エリアを除く供給エリアにおいては燃料費調整から市場価格調整への変更にともない、削除いたします。 ● 沖縄エリアにおいては、燃料費調整単価の算定諸元を変更いたします。 	<p>④ 燃料費調整額 (4) 付表</p> <p><u>2023年3月31日までに料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には付表①を、2023年4月1日以後に料金算定期間の始期が到来する料金その他の供給条件には付表②をそれぞれ適用いたします。</u></p> <p>付表①</p> <table border="1" data-bbox="663 550 1350 655"> <thead> <tr> <th>供給エリア</th> <th>α、βおよびγの値</th> <th>基準単価 (1キロワット時につき)</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">沖縄エリア</td> <td>$\alpha = 0.2410$</td> <td rowspan="3">31 銭 6 厘</td> <td rowspan="3">25.100 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.0000$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.1282$</td> </tr> </tbody> </table> <p>付表②</p> <table border="1" data-bbox="663 678 1350 783"> <thead> <tr> <th>供給エリア</th> <th>α、βおよびγの値</th> <th>基準単価 (1キロワット時につき)</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">沖縄エリア</td> <td>$\alpha = 0.0065$</td> <td rowspan="3">27 銭 6 厘</td> <td rowspan="3">81.800 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.1625$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.1167$</td> </tr> </tbody> </table>	供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格	沖縄エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘	25.100 円	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 1.1282$	供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格	沖縄エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 6 厘	81.800 円	$\beta = 0.1625$	$\gamma = 1.1167$	<p>④ 燃料費調整額 (4) 付表</p> <table border="1" data-bbox="1384 376 2072 1056"> <thead> <tr> <th>供給エリア</th> <th>α、βおよびγの値</th> <th>基準単価 (1キロワット時につき)</th> <th>基準燃料価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">北海道エリア</td> <td>$\alpha = 0.4699$</td> <td rowspan="3">19 銭 7 厘</td> <td rowspan="3">37.200 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.0000$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.7879$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東北エリア</td> <td>$\alpha = 0.1152$</td> <td rowspan="3">22 銭 1 厘</td> <td rowspan="3">31.400 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.2714$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.7386$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東京エリア</td> <td>$\alpha = 0.1970$</td> <td rowspan="3">23 銭 2 厘</td> <td rowspan="3">44.200 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.4435$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.2512$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中部エリア</td> <td>$\alpha = 0.0275$</td> <td rowspan="3">23 銭 3 厘</td> <td rowspan="3">45.900 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.4792$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.4275$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">北陸エリア</td> <td>$\alpha = 0.2303$</td> <td rowspan="3">16 銭 1 厘</td> <td rowspan="3">21.900 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.0000$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.1441$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関西エリア</td> <td>$\alpha = 0.0140$</td> <td rowspan="3">16 銭 5 厘</td> <td rowspan="3">27.100 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.3483$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.7227$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中国エリア</td> <td>$\alpha = 0.1543$</td> <td rowspan="3">24 銭 5 厘</td> <td rowspan="3">26.000 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.1322$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 0.9761$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四国エリア</td> <td>$\alpha = 0.2104$</td> <td rowspan="3">19 銭 6 厘</td> <td rowspan="3">26.000 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.0541$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.0588$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">九州エリア</td> <td>$\alpha = 0.0053$</td> <td rowspan="3">13 銭 6 厘</td> <td rowspan="3">27.400 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.1861$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.0757$</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">沖縄エリア</td> <td>$\alpha = 0.2410$</td> <td rowspan="3">31 銭 6 厘</td> <td rowspan="3">25.100 円</td> </tr> <tr> <td>$\beta = 0.0000$</td> </tr> <tr> <td>$\gamma = 1.1282$</td> </tr> </tbody> </table>	供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格	北海道エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 7 厘	37.200 円	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 0.7879$	東北エリア	$\alpha = 0.1152$	22 銭 1 厘	31.400 円	$\beta = 0.2714$	$\gamma = 0.7386$	東京エリア	$\alpha = 0.1970$	23 銭 2 厘	44.200 円	$\beta = 0.4435$	$\gamma = 0.2512$	中部エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45.900 円	$\beta = 0.4792$	$\gamma = 0.4275$	北陸エリア	$\alpha = 0.2303$	16 銭 1 厘	21.900 円	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 1.1441$	関西エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘	27.100 円	$\beta = 0.3483$	$\gamma = 0.7227$	中国エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 5 厘	26.000 円	$\beta = 0.1322$	$\gamma = 0.9761$	四国エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 6 厘	26.000 円	$\beta = 0.0541$	$\gamma = 1.0588$	九州エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27.400 円	$\beta = 0.1861$	$\gamma = 1.0757$	沖縄エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘	25.100 円	$\beta = 0.0000$	$\gamma = 1.1282$
供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格																																																																																			
沖縄エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘	25.100 円																																																																																			
	$\beta = 0.0000$																																																																																					
	$\gamma = 1.1282$																																																																																					
供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格																																																																																			
沖縄エリア	$\alpha = 0.0065$	27 銭 6 厘	81.800 円																																																																																			
	$\beta = 0.1625$																																																																																					
	$\gamma = 1.1167$																																																																																					
供給エリア	α 、 β および γ の値	基準単価 (1キロワット時につき)	基準燃料価格																																																																																			
北海道エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 7 厘	37.200 円																																																																																			
	$\beta = 0.0000$																																																																																					
	$\gamma = 0.7879$																																																																																					
東北エリア	$\alpha = 0.1152$	22 銭 1 厘	31.400 円																																																																																			
	$\beta = 0.2714$																																																																																					
	$\gamma = 0.7386$																																																																																					
東京エリア	$\alpha = 0.1970$	23 銭 2 厘	44.200 円																																																																																			
	$\beta = 0.4435$																																																																																					
	$\gamma = 0.2512$																																																																																					
中部エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45.900 円																																																																																			
	$\beta = 0.4792$																																																																																					
	$\gamma = 0.4275$																																																																																					
北陸エリア	$\alpha = 0.2303$	16 銭 1 厘	21.900 円																																																																																			
	$\beta = 0.0000$																																																																																					
	$\gamma = 1.1441$																																																																																					
関西エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘	27.100 円																																																																																			
	$\beta = 0.3483$																																																																																					
	$\gamma = 0.7227$																																																																																					
中国エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 5 厘	26.000 円																																																																																			
	$\beta = 0.1322$																																																																																					
	$\gamma = 0.9761$																																																																																					
四国エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 6 厘	26.000 円																																																																																			
	$\beta = 0.0541$																																																																																					
	$\gamma = 1.0588$																																																																																					
九州エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27.400 円																																																																																			
	$\beta = 0.1861$																																																																																					
	$\gamma = 1.0757$																																																																																					
沖縄エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘	25.100 円																																																																																			
	$\beta = 0.0000$																																																																																					
	$\gamma = 1.1282$																																																																																					
<ul style="list-style-type: none"> ● 離島ユニバーサルサービスの廃止にともない、削除いたします。 	<p><u>(下記規定を削除)</u></p> <p>3 <u>離島ユニバーサルサービス調整相当単価の算定等</u></p> <p>3 市場価格調整 (2) 市場価格調整単価 供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。 なお、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7</p>	<p>3 離島ユニバーサルサービス調整相当単価の算定等</p> <p>4 市場価格調整 (2) 市場価格調整単価 供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格にもとづき、次のとおりといたします。 なお、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7</p>																																																																																				

変更の概要	新約款または新料金表	旧約款または旧料金表
	<p>円 00 銭以上となり、かつ、13 円 00 銭以下となる場合の市場価格調整単価は、零円といたします。<u>ただし、料金表Bは供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が、30 円 00 銭を上回る場合の平均市場価格は30 円 00 銭といたします。</u></p> <p><u>なお</u>、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>円 00 銭以上となり、かつ、13 円 00 銭以下となる場合の市場価格調整単価は、零円といたします。また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

以上



お問い合わせフォーム : https://energy.faq.rakuten.net/CCRM_EnergyAsk

Tel:050-5490-9070 *(月～日 9:30～17:30)

※有料

※年末年始等の期間は除く